

みどりサポーターズクラブ規約

2022年6月25日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、みどりサポーターズクラブ（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、学校法人みどり幼稚園事務室内に置く。

（新潟県新潟市中央区東中通1番町86）

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は認定こども園みどり幼稚園（以下「本園」という。）を支援し、会員相互の親睦を図り、地域に貢献する活動を行う。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) 本園諸行事への支援
- (2) 本園の教育環境整備への支援
- (3) 会員相互の研修と親睦
- (4) 会報の発行
- (5) その他目的の達成に必要な事項

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会した個人又は団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

(入会)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会所定の入会申込書により、会長に申し込んだ者とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

(会費)

第8条 会員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。口数は会員の任意とする。

- (1) 正会員 ① 個人 1口 3, 0 0 0円 (年額)
 ② 団体 1口 10, 0 0 0円 (年額)
- (2) 賛助会員 ① 個人 1口 5 0 0円 (年額)
 ② 団体 1口 1, 0 0 0円 (年額)

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 2名

2 第1項で定める役員は、総会において会員の互選により選出する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(役員会)

第12条 役員会は役員をもって構成する。

2 監事は決議に加わることができない。

3 役員会は、総会に提出する議案を作成するものとする。

4 役員会は、総会の決議した事項及びその他総会の決議を要しない場合の業務を執行するものとする。

る。

5 役員会の開催は、年2回（4月、11月）を原則とし、必要に応じ会長が招集するものとする。

6 役員会は必要に応じ、園長その他に陪席を要請することができる。

第5章 総会

第13条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決議する。

(1) 規約の改正

(2) 本会の解散

(3) 事業の変更

(4) 事業計画並びに収支予算及び決算

(5) 役員を選任及び解任

(6) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議事については議事録を作成し、会長及び副会長が記名し、押印し、保存する。

(開催)

第14条 総会は、会長が召集する。

2 総会は正会員の半数以上の参加を要する。ただし、委任状による出席も可能とする。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席した正会員（委任状を除く）の過半数で決議する。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は次の各号をもって充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 事業収入

(4) その他の収入

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第18条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 19 条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

第 7 章 雑則

第 20 条 本会の運営に関し必要な細則及び規定は、この会則に反しない限りにおいて、役員会の決議を経て定める。なお、細則等を制定、改正、及び廃止した場合は、次期総会において報告する。

附則

- 1 この規約は、2022年6月25日から施行する。
- 2 この規約は、2024年3月16日に改正。(総会、役員について改正)

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

新潟市中央区西堀通 1-770

会長 山際多美子 印